

議案第 9 号

北名古屋市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の制定について

北名古屋市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例  
を別紙のとおり定めるものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育長が常勤の特別職に位置付けされ、引き続き職務専念義務が課せられることにより、具体的な勤務時間等を規定するため、本条例を定める必要があるからである。

# 北名古屋市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する 条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、北名古屋市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

## (勤務時間その他の勤務条件)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成30年6月1日のいずれか早い日から施行する。